

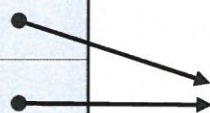
新たな分別収集の制度

現行制度 16品目

1 透明ビン
2 茶色ビン
3 その他の色付きビン
4 その他のビン・ガラス類
5 陶磁器類
6 硬質プラスチック類
7 スチール缶
8 アルミ缶
9 その他の金属類
10 乾電池類
11 危険ごみ
12 有害ごみ
13 ペットボトル
14 その他の資源物
15 小型家電
16 特定品目(田主丸)・廃食用油(うきは)

新制度 16品目

1 透明ビン
2 茶色ビン
3 その他の色付きビン
4 その他のビン・ガラス類
5 陶磁器類
6 硬質プラスチック類
7 容器包装プラスチック (新設)
8 空缶 (アルミ缶・スチール缶統合)
9 その他の金属類
10 乾電池類
11 危険ごみ
12 有害ごみ
13 ペットボトル (ラベルをはがす)
14 その他の資源物
15 小型家電
16 特定品目(田主丸)・廃食用油(うきは)



開始時期 平成29年10月1日から開始

※うきは市の容器包装プラスチックのみ
1月から開始を予定しています。